

移動等円滑化取組計画書

令和5年6月15日 提出

東京都大田区羽田空港2-6-5
東京国際空港ターミナル株式会社
代表取締役社長 土井 勝二

○具体的計画内容について

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

第2ターミナル国際線施設	ターミナル内施設における施設・設備・サイン等の課題・問題について、実運用再開後の課題抽出と改善の実施。(2023年度～2024年度)
災害時の緊急避難について	緊急時の「要サポート対応訓練」を定期的の実施し、車いす使用者の方、視覚障害者の方などの緊急時におけるサポート等、対応時の課題整理の実施。(2023年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

目に見えない障害者対応	第三者が判別できない(目に見えない)障害のある方が安心して利用できる施設となるよう継続的な取り組みを実施する。前年度の調査結果に基づく、カームダウン・クールダウン施設の設置とセミナーを開催する。(2023年度～2024年度)
-------------	--

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

目に見えない障害者対応	第三者が判別できない(目に見えない)障害のある方が安心して利用できる施設となるよう取り組みます。識別ストラップ導入に向けた取り組みの実証実験の総括を行い、導入拡大を検討する。(2023年度～2024年度)
-------------	--

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

ICT技術を用いた案内等の検討・実施を行います。(実証実験等の実施)	視覚障害者向けアプリ等の実証実験の実施、自動走行車いすの導入の検討等、ICTを用いた技術対応で、高齢者、障害者等が利用しやすい空港づくりを検討する。(2023年度～2024年度)
------------------------------------	---

○具体的計画内容について

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

サービス介助士の資格取得	旅客サービスセンター新入社員(コンシェルジュ)については『サービス介助士資格』を取得させ、また、資格既得者については、サービス介助ステップアップ研修の実施をして技能・知識の向上を図ります。(2023年度)
バリアフリーに関するセミナーの実施	様々な障害に関して理解を深めるためにバリアフリーセミナーを実施し、職員の対応力向上を図る。(2023年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

ターミナル内のバリアフリー取組状況の視察	当社におけるバリアフリーの取組状況を移動円滑化評議会会議のメンバーによる視察や障害当事者等を招いた視察・意見交換会等を実施し、幅広く第3ターミナルの取り組みを知る機会を設ける。(2023年度)
介助サービス並びにバリアフリー設備に関する周知活動の強化	介助サービスや第3ターミナル内にあるバリアフリー関連施設等について、ホームページや案内所等における周知を強化する。(2023年度)

○移動等円滑化取組方針・計画について

* 2022年度計画書からの変更内容

タクシー乗り場の改善について	計画内容	現在、到着便が重なる時間帯、及び公共交通機関が終了する時間帯において、乗車待ち旅客用スペースが無い事から混乱をきたす場合がある。乗り場のスムーズな乗車を可能とするために改善を図ります。(2019年度～2020年度)
	変更内容	2020年度に実施する予定であった工事について、2023年度以降に延期します。
保安検査場待ち時間表示について	計画内容	現存する待ち時間表示について、その表示場所、表示内容について旅客が見やすく、利用価値があるものに改善を図ります。(2019年～2020年)
	変更内容	予測時間(例:2時間後の待ち時間予測)をHP等により案内すること、また第2ターミナルでも待ち時間表示を実施すること、この2つについては2023年度以降に延期します。(但し、ターミナル内への予測時間表示は2022年度に再開した。)
第2ターミナル国際線施設内の備品の活用	計画内容	車いす、ベビーカー等を航空会社と共用して旅客利便性の向上を図ります。(2020年度)
	変更内容	ターミナル閉鎖に伴い未実施。2023年度以降に延期します。